

公 告

次のとおり公募型プロポーザルに付すこととしたので公告する。

令和6年6月11日

広島県知事 湯崎 英彦

1 業務内容

- (1) 業務名
不動産関連情報活用促進ツール制作・運用業務
- (2) 業務の仕様等
公募型プロポーザル説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間
契約締結の日から令和7年3月19日まで
- (4) 履行場所
広島市中区基町10番52号
広島県土木建築局住宅課（広島県庁北館5階）
- (5) 事業予算額
12,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 公募型プロポーザル参加資格

公募型プロポーザルの参加資格の要件として、次の事項を全て満たしている者であること。

また、複数の団体により構成されたグループ企業体の応募も可能とし、グループ企業体で応募する場合は必ず代表団体を定め、応募は代表団体が行うこと。（構成員のいずれかが他の参加者の構成員として重複参加していないこと。）

なお、グループ企業体の場合は、全ての構成員が次の（1）から（4）の要件を満たし、かつ構成員のいずれかが次の（5）、（6）の要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 本件調達の公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。
- (3) 広島県税、特別法人事業税及び地方法人特別税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (4) 本件調達の公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、低入札価格調査制度事務処理要領第11項に定める他入札への参加禁止措置の対象となっている者でないこと。
- (5) 令和3年広島県告示第670号（令和4年から令和6年までの間において県が行う物品及び役務を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格等）によって「55C システムの設計・開発」、「56A 広告・広報」及び「56E デザイン」の全ての資格を認定されている者であること。
- (6) 平成31年4月1日から令和6年3月31日までの間において、本件調達に係る業務と同種の業務（サービスのマーケティングに関する広報ツールの制作・運用）を履行した実績を有する者であること。なお、業務実績は行政機関の発注業務に限らない。

3 公募型プロポーザル手続等

- (1) 公募型プロポーザル説明書及び仕様書等の交付期間及び入手方法

ア 交付期間

令和6年6月11日（火）から令和6年6月21日（金）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関

する法律〔昭和23年法律第178号〕に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間、随時交付する。

イ 入手方法

広島県ホームページからダウンロードすること。

(2) 公募型プロポーザル参加資格の確認

ア 本件公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、公募型プロポーザル説明書に明記されている公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び必要な添付書類(以下「公募型プロポーザル参加資格確認申請書等」という。)を提出し、公募型プロポーザル参加資格の確認を受けなければならない。

確認の結果、公募型プロポーザル参加資格に適合するとされた者に限り、公募型プロポーザルに参加することができる。

イ 提出期限

令和6年6月21日(金) 午後5時(必着)

ウ 提出先

〒730-8511 広島市中区基町10番52号

広島県土木建築局住宅課(広島県庁北館5階)

電話:082-513-4167(ダイヤルイン)

電子メール:dojutaku@pref.hiroshima.lg.jp

エ 提出方法

持参、郵送等(書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律〔平成14年法律第99号〕第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。)又は電子メールによる。ただし、郵送等による場合は、上記イの期限までに必着することとする。

オ 公募型プロポーザル参加資格の確認結果の通知

令和6年6月24日(月)までに通知する。

(3) 提案書の提出期限及び提出方法

ア 提出期限

令和6年7月4日(木) 正午(必着)

イ 提出先

上記(2)ウの場所

ウ 提出方法

持参又は郵送等(書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律〔平成14年法律第99号〕第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。)による。ただし、郵送等による場合は、上記アの期限までに必着することとする。

4 最優秀提案者の決定

(1) 審査方法

提案書、提案書に係るプレゼンテーション、ヒアリングの内容を基に、あらかじめ定めた提案書評価基準に従い、不動産関連情報活用促進ツール制作・運用業務公募型プロポーザル選定委員会が審査し、評価基準に定める要件を満たし、かつ、最も高い評価値を得たものを最優秀提案者として決定する。

(2) 提案書評価基準

評価項目については、「不動産関連情報活用促進ツール制作・運用業務公募型プロポーザル提案書作成要領」に基づき記載した項目を対象に、評価を行う。

(3) 結果の通知

令和6年7月10日(水)に、全ての提案書提出者に対して、公募型プロポーザル参加資格確認申請書に記載されたメールアドレスに電子メールで通知する。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約保証金

ア 県と締結した委託・役務業務契約を平成19年10月1日以降に解除され、その後、当該契約解除の要因となった業種の資格を入札参加資格要件とする県との契約を締結し、誠実に履行した実績がない者(ただし、契約解除の要因となった業種は、「55C システムの設計・開発」、「56A 広告・広報」及び「56E デザイン」の資格に限る。)

イ 上記ア以外の者

免除

(3) 公募型プロポーザル参加者に求められる義務

公募型プロポーザル参加者は、契約を担当する職員から公募型プロポーザル参加資格確認申請書等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) その他

公募型プロポーザル説明書による。

6 問い合わせ先

〒730-8511 広島市中区基町10番52号

広島県土木建築局住宅課(広島県庁北館5階)

電話: 082-513-4167 (ダイヤルイン)

電子メール: dojutaku@pref.hiroshima.lg.jp